

安全で住みよい まちづくりのために

さいがいろ 細街路拡幅整備事業

文京区ホームページもご参照ください。

<https://www.city.bunkyo.lg.jp>

ホーム＞まちづくり・環境＞道路＞道路に関する事業



＞細街路拡幅整備事業
([制度概要](#)・[助成金制度](#)・[要綱](#)・
[工事の予約状況等はこちら](#))



＞細街路拡幅整備協議に
必要な書類
([協議に必要な書類や記入例の
印刷はこちら](#))



文 京 区



目 次

1. はじめに	1
2. 拡幅整備の対象	2
3. 細街路の協議対象の方	3
4. 後退用地等の管理	3
5. 後退用地等の整備	4
6. 後退表示板の設置	5
7. 後退用地等の非課税手続き	5
8. 助成金及び奨励金	5
9. 事業の流れと事務の手順（概略）	7
10. 細街路拡幅整備の協議に必要な書類	8
参考1 文京区細街路拡幅整備要綱	11
参考2 文京区細街路拡幅整備助成金及び奨励金交付要綱	15

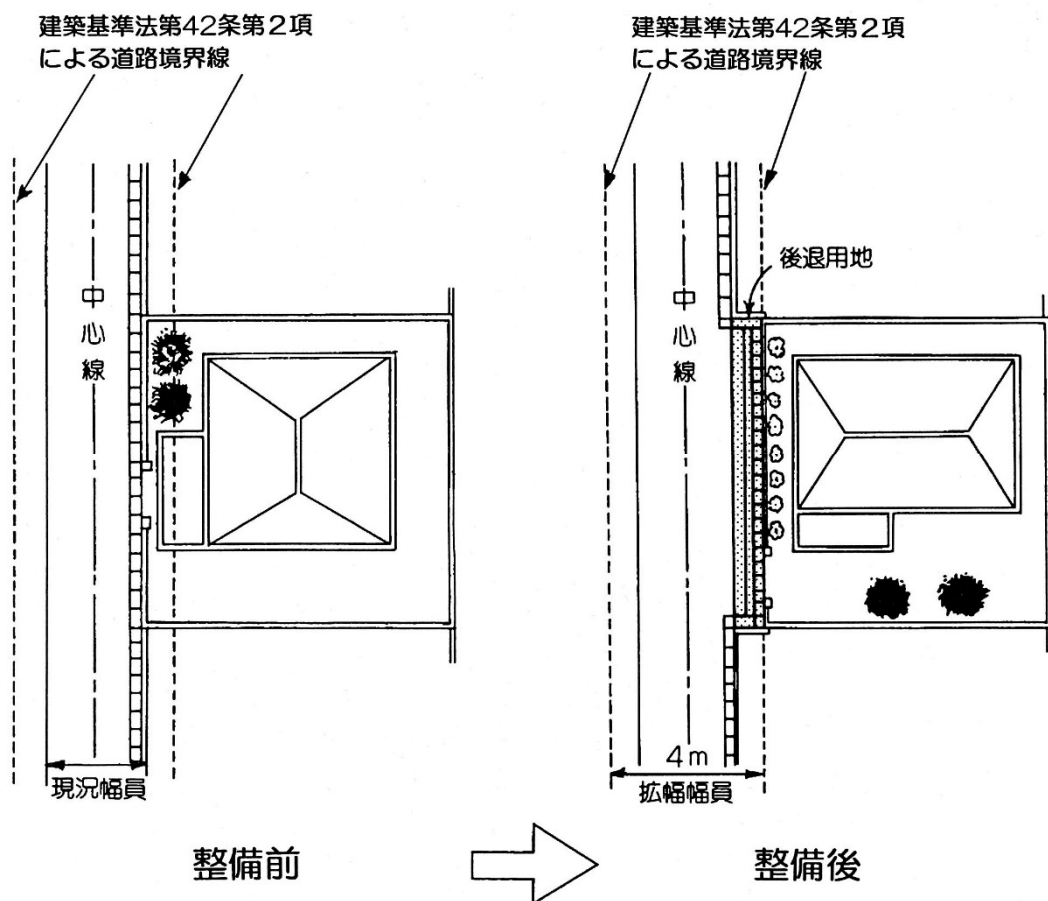
1 はじめに

わたしたちの身近にある道路は、住みやすい環境を守り、災害時に避難するためにも重要な役割を果たしています。

しかし、文京区内には道幅が4メートルに満たない道路が多く、緊急自動車の乗り入れや消防活動の妨げになるおそれのある箇所が数多く存在します。

そこで、文京区では狭い道路を解消するため「細街路拡幅整備事業」を進めています。この事業は、建築基準法で定められた4メートル道路の確保と東京都建築安全条例による隅切り用地を整備するものです。

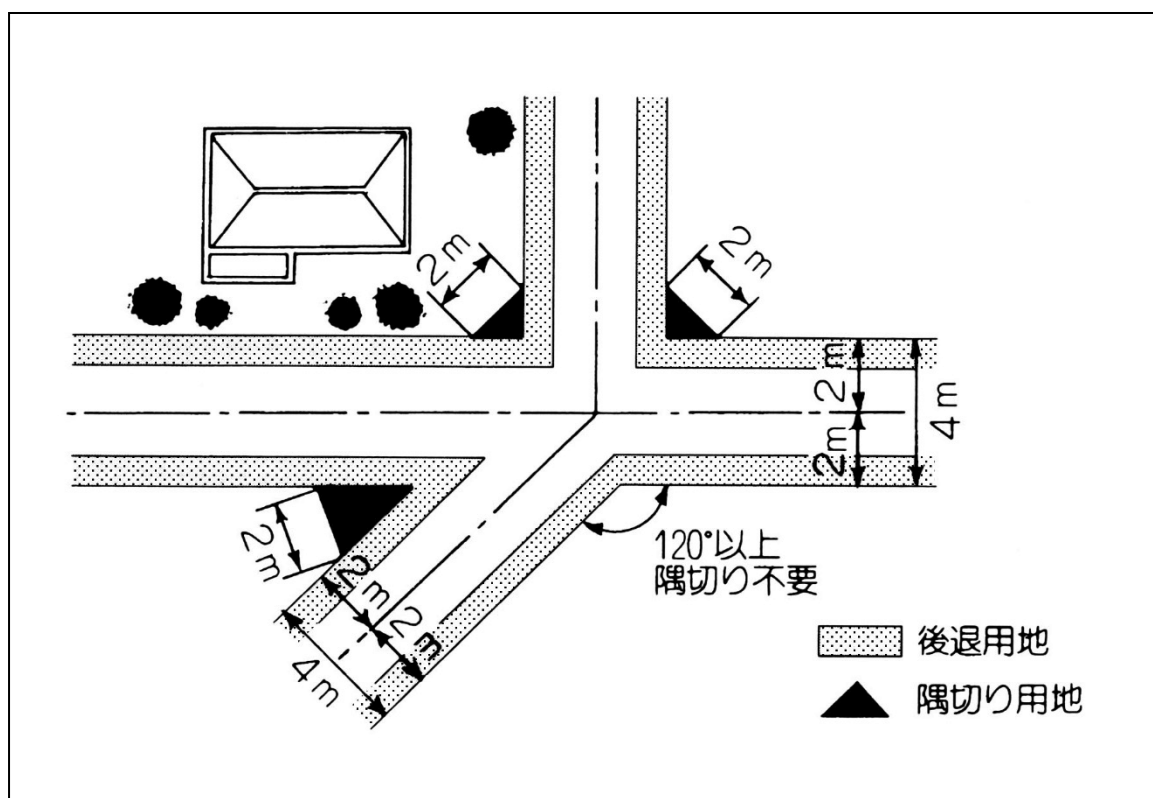
安全で住みよいまちづくりのために、区民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。



2 拡幅整備の対象

拡幅整備の対象は、次のとおりです。

- 後退用地** 後退前の現況線と建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路の境界線とみなされた間の土地。
- 隅切り用地** 建築基準法第42条第2項の規定による道路に接する東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）第2条に規定する土地。



【注1】建築基準法第42条第2項の道路（いわゆる「2項道路」）とは・・・

建築基準法が施行された昭和25年以前から建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道で特定行政庁が指定したものをいいます。この道路の境界線は、原則として道路の中心線から両側にそれぞれ2m後退した位置です。

なお、敷地に接する道路が建築基準法第42条第2項道路に該当するかどうかは、都市計画部建築指導課の窓口で直接お問い合わせください。

【注2】東京都建築安全条例第2条の角敷地とは・・・

幅員がそれぞれ6m未満の道路が120度未満の角度で交わる角敷地では、敷地のすみを頂点とする長さ2mの底辺をもつ二等辺三角形の部分は、建築制限を受けるとともに、その部分は、道路状に整備しなければなりません。

3 細街路の協議対象の方

細街路（2項道路）に接する土地の所有者で次のいずれかに該当する方から細街路の協議書類を提出していただき、道路の拡幅整備の範囲及び管理の方法等を、区と協議していただきます。

- （１）建築物を新築（増改築を含む）する方。この場合、建築確認申請を提出する前に協議書類を提出していただきます。
- （２）工作物（機械式立体自動車車庫等で建築物でないもの）をつくる方。
- （３）分譲又は賃貸のための戸建住宅の建設を前提とする、土地の区画又は形質の変更を行う方（宅地開発）。
- （４）建築物や工作物をつくる計画はないが、後退用地の区域を協議したい方（任意の協議）。
- （５）建築物や工作物をつくる計画はないが、後退用地の整備をしたい方。

4 後退用地等の管理

1 区道に接する後退用地の場合

次の二つの方法から一つを選んでいただきます。

（１）無償使用承諾

後退用地を区道の一部として、在来の区道と一体として使用するため、区域変更をし、無償で使用することを承諾していただきます。この場合、後退用地の分筆及び所有権の移転登記は行いません。

（２）寄附

後退用地を宅地から分筆していただき、その後、区が所有権の移転登記を行います。この場合、拡幅整備の完了後であること及び官民の境界が確定している事が必要です。協議書類とは別途、書類を提出していただきます。

2 私道に接する後退用地の場合

拡幅整備完了後、後退用地はその土地の所有者に引き継ぎ、維持管理していただきます。なお、後退用地の所有権の移転は行いません。

5 後退用地等の整備

1 区が拡幅整備を行う場合（受託整備）

区道・私道を問わず、区が拡幅整備を行います。その際、原則として次の工事を行います。

- 現在ある L 形側溝、汚水及び雨水柵を移設し、後退部分の舗装工事を行います。
- 現在側溝等が入っていない道路は、境石等を設置し、後退部分の舗装工事を行います。

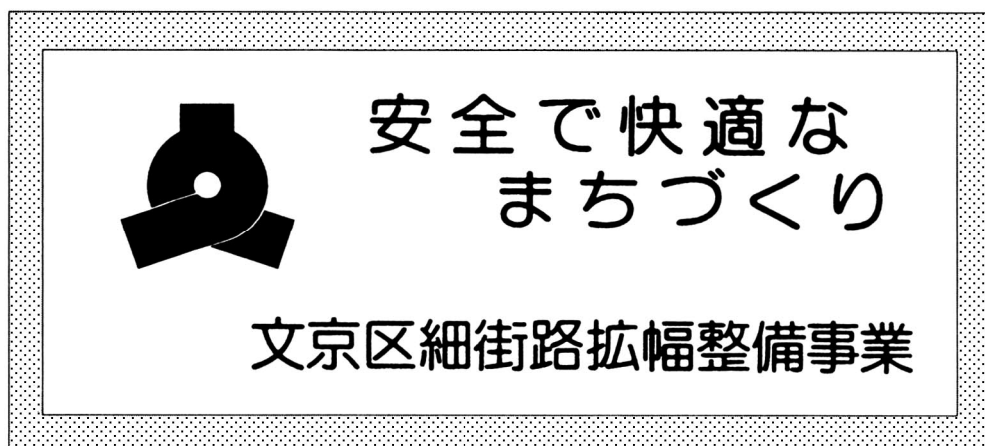
2 建築主等が拡幅整備を行う場合（自主整備）

次の場合は、区は整備を行わず、建築主等自ら拡幅整備を行っていただきます。その際の仕様については、区にご相談ください。また、拡幅整備完了後に「自主整備工事完了届」の提出をお願いします。

- （１）建築主等が、国、地方公共団体又はこれに準ずる団体である場合。
- （２）都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為を行う場合。
- （３）建築主等が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学及び高等専門学校を設置する私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人である場合。
- （４）宅地開発又は建築物が文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱（昭和57年6月1日56文建管発第292号）の適用を受ける場合。
- （５）建築物が文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例（平成20年3月文京区条例第11号）の適用を受ける場合。
- （６）その他、区長が別に定める場合。

6 後退表示板の設置

後退用地及び隅切り用地の拡幅整備が完了した後、「後退表示板」をL形側溝等に設置させていただきます。



7 後退用地等の非課税手続き

拡幅整備が完了した後退用地及び隅切り用地で、固定資産税等が非課税の対象となる場合、その非課税申告手続きを区が代行します。その際、委任状が必要となります。

ただし、非課税の対象になるか否かの判断は都税事務所が行いますので、ご理解をお願いします。

8 助成金及び奨励金

拡幅整備に伴う、助成金・奨励金の制度があります。

助成金・奨励金の対象及び金額は、P.18 およびP.19 の別表第1から第3をご参照ください。ただし、P.4の「2建築主等が拡幅整備を行う場合（自主整備）」に該当し、建築主等が拡幅整備を行う場合及び建築主等が文京区の他の要綱等により助成金・奨励金を受けるときは、対象にはなりません。

1 助成金

拡幅整備に伴い、塀の撤去などを行った場合は、それに要する費用の一部を助成します。なお、助成対象工事の施工前に交付申請を行ってください。

助成金申請に必要な書類及び添付資料は次のとおりです。手続きの詳細は、別紙助成金申請の案内文または区ホームページをご確認ください。

【助成金交付申請に必要な書類】

(助成対象工事の施工前に提出してください。)

- ・ 助成金交付申請書
- ・ 助成対象工事前の写真
- ・ 助成対象工事の見積書
- ・ 助成対象工事前の図面、工事後の図面
- ・ 改修設計断面詳細図（新設塀の申請の場合必要です。)

【実績報告に必要な書類】

(助成対象工事及び拡幅整備工事の施工後に提出してください。)

- ・ 実績報告書
- ・ 助成対象工事の写真（工事中）
- ・ 助成対象工事が完了し、後退用地の整備工事完了後の写真
- ・ 助成対象工事後の図面
- ・ 工事に要した費用が明確になる書類（請求書および領収書の写し）
- ・ 助成金請求書
- ・ 支払金口座振替依頼書
- ・ 口座番号のわかるもの（通帳の写しなど）

2 奨励金

(1) 隅切り用地の寄附による奨励金

拡幅整備に伴い、隅切り用地を区に寄附した場合、手続き完了後の交付申請により奨励金を交付します。ただし、寄附を受けるかは土木部管理課土木用地調整係の判断になりますので、ご理解をお願いします。

(2) 拡幅整備による奨励金（大塚 5・6 丁目、千駄木 2・5 丁目、根津 2 丁目）

以下の対象地区および期間内で拡幅整備を行った場合、後退面積に応じて奨励金を交付します。

- ・ 大塚 5・6 丁目→令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間に拡幅整備が完了すること
- ・ 千駄木 2・5 丁目、根津 2 丁目→令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間に拡幅整備が完了すること

手続きの詳細は、下記区ホームページをご覧ください。



助成金について
(8. 助成金)



奨励金について

※予算の都合上、×切を早める場合があります。

※助成金・奨励金の対象及び金額は、要綱改正により変更することがあります。

9 事業の流れと事務の手順（概略）

(1) 建築基準法上の道路種別や拡幅状況等の確認

※建築基準法上の道路種別は建築指導課で確認できます。



(2) 細街路拡幅整備の協議に必要な書類を提出（P.8 参照）



(4) の立会日は書類の提出時にご案内します。ただし2ヶ月程度先まで予約が入っている場合もあります。

・建築確認前の事前協議です。

(3) 協議内容の審査



(4) 現場立会のもと、中心線を協議



(5) 図面の修正及び提出



(6) 協議成立



・協議書の副本（建築主等の控え）の受け取り

任意の協議（建築計画なし）の場合はここで終了となります。

・細街路拡幅整備助成金対象工事がある場合には、助成金対象工事施工前に交付申請に必要な書類を提出してください。

立会から協議成立まで
約1か月程度かかります。

(7) 建築確認の申請



・右記の協議図印のある図面を正としています。
建築計画時はよくご確認下さい。

協 議 図 ・ 第 一 号

※この協議図は、文京区細街路拡幅整備要綱に基づく協議図であり、道路幅員及び後退寸法以外の数字等は、協議の対象ではありません。

(8) 建築の着工



(9) 現場立会（区が行う受託整備の場合）



・拡幅整備工事施工希望時期の4～5か月前に区に連絡をしていただき、現場で宅地と道路との取付けや、工事日程等の打合わせを行います。

※現場立会の日時や工事日程等は、ご予約が集中し、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。予約状況は、区のホームページをご覧ください。

(10) 拡幅整備工事開始



・警視庁の許可や、地元へのPR、下水道局等関係者との打合わせも有り、工事開始までにある程度の日数がかかりますのでご了承ください。

(11) 整備工事完了（完了後「後退表示板」の設置を行います）



・助成金実績報告、奨励金交付申請（該当する方のみ）

(12) 非課税申告の手続き代行（希望者のみ）

10 細街路拡幅整備の協議に必要な書類

(右記、文京区ホームページから印刷可能です。)



1 一般の協議の場合（建築計画あり）

- ・細街路拡幅整備協議書・・・・・・・・・・（正・副）
- ・無償使用承諾書・・・・・・・・・・（正・副）
- （区道に接する敷地で後退用地がある場合のみ）
- ・整備工事承諾書（受託整備の場合）・・・・・・・・・・（正・副）
- ・自主整備工事届（自主整備の場合）・・・・・・・・・・（正・副）
- ・固定資産税・都市計画税非課税申告書・・・・・・・・・・（正のみ）
- （受託整備で、区に固定資産税等の非課税手続を依頼する場合）
- ・委任状・・・・・・・・・・（正のみ）
- （受託整備で、区に固定資産税等の非課税手続を依頼する場合）
- ・図面（案内図・公図・現況測量図）・・・・・・・・・・（正・副）
- （案内図・公図は協議地を着色）
- ※道路に関する古い資料があればご添付ください。

2 任意の協議の場合（建築計画なし）

- ・細街路拡幅整備協議書・・・・・・・・・・（正・副）
- ・図面（案内図・公図・現況測量図）・・・・・・・・・・（正・副）
- （案内図・公図は協議地を着色）
- ※道路に関する古い資料があればご添付ください。

協議成立後、建築確認の申請をしようとする場合には、下記「3 協議が成立した後に土地所有者の変更等、後退用地等の権利変動があった後に後退用地等の権利変動があった場合」と同様の書類を提出してください。

3 協議が成立した後に土地所有者の変更等、後退用地等の権利変動があった場合

上記1の協議（建築計画あり）に必要な書類のうち「細街路拡幅整備協議書」を下記の「細街路拡幅整備協議変更届」に変えて、権利を継承した相手方からの提出をお願いします。（現況測量図は不要です。）

また、区画割がある場合は、区画割図の提出をお願いします。

- ・細街路拡幅整備協議変更届・・・・・・・・・・（正・副）
- ・上記1の協議（建築計画あり）と同様の書類

4 整備を建築主自ら行う場合（自主整備）

拡幅整備工事完了後に「自主整備工事完了届」及び完了写真の提出をお願いします（正のみ）。

（完了後）

- ・ 自主整備工事完了届（正のみ）
- ・ 完了写真（正のみ）

5 協議の取り下げをする場合

「細街路拡幅整備協議取下届」を提出してください。

- ・ 細街路拡幅整備協議取下届（正のみ）

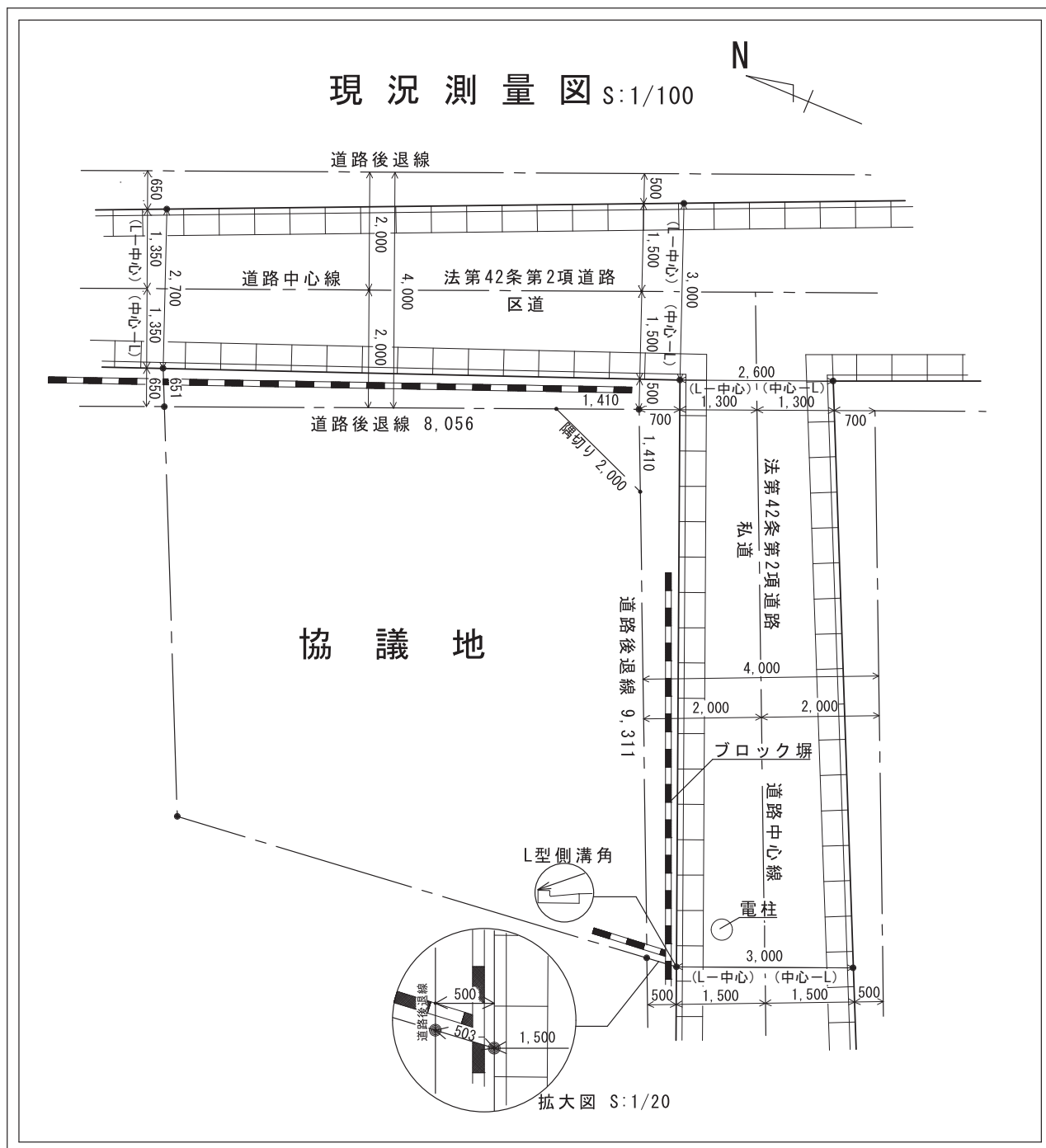
【協議の注意事項】

- ※ 立会から協議完了まで約1か月程度かかりますので、確認申請の提出時期を考慮して、協議書類を提出してください。
- ※ 無償使用承諾書は、記名押印が必要です。その他の書類は、記名押印もしくは本人の自署の何れかで構いません。（本人の自署の書類に訂正が生じた場合、押印による訂正はできません。本人の自署による訂正、または、作成し直しとなります）。
- ※ 法人が自署とする場合は、代表者が自署してください。
- ※ 書類は、綴じないでください。
- ※ 固定資産税・都市計画税非課税申告書には、所有者の住所・氏名・電話番号を記載してください。
- ※ 建築主や土地所有者が複数の場合、全員の記名押印または本人による自署が必要です（書類に書ききれない場合は、別紙に記名押印または本人による自署の上、提出してください）。
- ※ 建築基準法上の道路種別および道路終端をご確認の上、協議書を提出してください。

【お願い】

区で行う拡幅整備工事は、建物が竣工する頃に施工しますので、工事希望時期の4～5か月程前に連絡をお願いします。ただし、現場立会の日時や工事日程等、ご予約が集中することにより、ご希望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

＜現況測量図の記入例＞



（記入上のお願い）

下記の内容を明示してください。

- ・方位 ・縮尺 ・前面道路現況及び幅員 ・後退線及び後退幅員
- ・構造物のポイント
- ・電柱（東京電力・NTT）及び保安灯の現在位置及び移設予定位置
- ・その他特徴となるもの

文京区細街路拡幅整備要綱

平成 2 年 7 月 7 日 2 文建副発第 3 号 制 定
平成 7 年 4 月 1 日 6 文建細発第 1 4 0 号 一部改正
平成 1 6 年 4 月 1 日 1 5 文都指第 5 0 2 号 一部改正
平成 1 8 年 4 月 1 日 1 7 文都指第 3 2 8 号 一部改正
平成 2 0 年 7 月 1 日 2 0 文都指第 7 0 号 一部改正
平成 2 7 年 4 月 1 日 2 6 文都地第 3 4 4 号 一部改正
平成 3 1 年 2 月 2 0 日 3 0 文都地第 6 1 3 号 一部改正
令和 6 年 1 月 2 4 日 2 0 2 3 文都地第 4 4 1 号 一部改正
令和 8 年 3 月 3 1 日 2 0 2 5 文都地第 7 4 4 号 一部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、区民の理解と協力の下に、区内の細街路の拡幅整備を図ることにより、安全で快適な住環境の確保と災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 細街路 現況幅員 4 メートル未満の道で、一般交通の用に供されているものをいう。
- (2) 建築物 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定するものをいう。
- (3) 工作物 機械式立体自動車車庫、門、塀、擁壁等であつて建築物でないものをいう。
- (4) 建築主 細街路に接する敷地に、建築物を建築し、又は工作物を設置しようとする者をいう。
- (5) 土地所有者 細街路に接する土地において、登記簿謄本の甲区欄に記載されている所有者をいう。
- (6) 宅地開発 分譲又は賃貸のための戸建住宅の建設を前提とする土地の区画又は形質の変更をいう。
- (7) 後退用地 既存の道路の境界線と法第 4 2 条第 2 項の規定による道路の境界線との間の土地をいう。
- (8) 隅切り用地 法第 4 2 条第 2 項の規定による道路に接する東京都建築安全条例（昭和 2 5 年東京都条例第 8 9 号）第 2 条に規定する土地をいう。
- (9) 拡幅整備 後退用地又は隅切り用地（以下「後退用地等」という。）について通行上支障のないように路面等を整備することをいう。
- (10) 区域変更 後退用地等を道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、区道に編入することをいう。
- (11) 後退表示板 後退用地であることを示す表示板をいう。

(対象)

第 3 条 この要綱における細街路拡幅整備の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第 4 2 条第 2 項の規定により指定された道路及びこれに接する隅切り用地

(2) 前号のほか、区長が特に必要があると認めた道路

(拡 幅 整 備 の 協 議)

第4条 建築主又は土地所有者（以下「建築主等」という。）は、建築確認の申請、工作物の設置又は宅地開発をしようとする場合は、次の各号に掲げる事項について、協議書により事前に区長と協議するものとする。

- (1) 後退用地等の区域に関すること。
- (2) 後退用地等の使用権原に関すること。
- (3) 後退用地等の舗装工事に関すること。

2 建築主等は、前項に規定する協議が成立した後に後退用地等の権利変動をしようとする場合は、当該権利を承継する相手方に対し、前項の協議により生ずる建築主等の責務を承継させなければならない。

(任 意 の 協 議)

第5条 建築主等は、前条の規定による場合のほか、区長が特に必要があると認めるときは、前条第1項第1号に掲げる事項について、協議書により区長と協議することができる。

2 建築主等は、前項に規定する協議が成立した後に建築主等が建築確認の申請、工作物の設置又は後退用地等の整備をしようとするときは、前条第1項第2号及び第3号に掲げる事項について、協議書により事前に区長と協議するものとする。

(測 量)

第6条 区長は、区道に接する後退用地等について、拡幅整備に必要な測量を行うものとする。

2 建築主等は、私道に接する後退用地等について、第4条第1項に規定する協議により、区長が拡幅整備を行うときは、区長に対し、拡幅整備に必要な測量を委任することができる。

3 区長は、前項の規定による委任を受けたときは、第1項に規定する測量を行うものとする。

(区 域 変 更)

第7条 区長は、土地所有者から区道に接する後退用地等の寄附の申出があった場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、当該後退用地等を区道に区域変更するものとする。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、土地所有者から区道に接する後退用地等の無償使用の承諾があった場合は、当該後退用地等を区道に区域変更するものとする。

(拡 幅 整 備)

第8条 区長は、第4条又は第5条の規定による協議が成立し、建築主等から拡幅整備の承諾を受けたときは、後退用地等について整備を行う。この場合において、整備を行うために必要な整地は、建築主等が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、建築主等は、自ら後退用地等の整備を行うことができる。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、建築主等が後退用地等について整備を行うものとする。ただし、区長が特に必要があると認めた場合は、区長が当該整備を行うことができる。

- (1) 建築主等が国、地方公共団体又はこれに準ずる団体である場合

- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為を行う場合
- (3) 建築主等が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学及び高等専門学校を設置する私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人である場合
- (4) 宅地開発又は建築物が文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱（56文建管発第292号）の適用を受ける場合
- (5) 建築物が文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例（平成20年3月文京区条例第11号）の適用を受ける場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか区長が別に定める場合
（助成金及び奨励金）

第9条 区長は、後退用地等の拡幅整備を完了した建築主等に対して、助成金を交付することができる。

- 2 区長は、第7条第1項の規定により区道に接する後退用地等（隅切り用地に限る。以下この項において同じ。）の寄附を受けたときは、当該後退用地等の拡幅整備が完了した建築主等に対して、奨励金を交付することができる。
- 3 区長は、特に後退用地等の拡幅整備を推進する地域として区長が別に定める地域において後退用地等の拡幅整備が完了した建築主等に対して、奨励金を交付することができる。
- 4 第1項に規定する助成の対象工事及び助成額並びに前2項の規定による奨励金の交付等に関し必要な事項は、区長が別に定める。

（後退表示板の設置）

第10条 区長は、拡幅整備が完了したときは、建築主等の協力を得て後退表示板を設置するものとする。

（後退用地等の維持管理）

第11条 後退用地等（区道に区域変更されたものを除く。）は、土地所有者が維持管理を行うものとする。

（後退用地等の非課税手続の代行）

第12条 土地所有者は、区長が拡幅整備をした土地について、固定資産税及び都市計画税の非課税申告手続を委任することができる。

- 2 区長は、前項の規定による委任を受けたときは、固定資産税及び都市計画税の非課税申告手続を行うものとする。

（委任）

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、都市計画部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成2年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成7年 4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

文京区細街路拡幅整備助成金及び奨励金交付要綱

平成16年4月1日15文都指第500号	制 定
平成18年4月1日17文都指第330号	一部改正
平成19年4月1日18文都指第241号	一部改正
平成27年4月1日26文都地第345号	一部改正
平成30年10月1日30文都地第301号	一部改正
令和3年3月31日2020文都地第675号	一部改正
令和8年3月31日2025文都地第744号	一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、文京区細街路拡幅整備要綱（2文建副発第3号。以下「整備要綱」という。）

第9条第4項の規定に基づき、助成金及び奨励金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、整備要綱で定める用語の例による。

(助成金及び奨励金の交付対象)

第3条 整備要綱第9条第1項に規定する助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者は、同項に規定する建築主等とする。

2 整備要綱第9条第2項に規定する奨励金及び同条第3項に規定する奨励金（第12条から第17条までにおいて「奨励金」という。）の交付を受けることができる者は、これらの項に規定する建築主等とする。

(特に後退用地等の拡幅整備を推進する地域)

第4条 整備要綱第9条第3項に規定する区長が別に定める地域は、大塚5丁目、大塚6丁目、千駄木2丁目、千駄木5丁目及び根津2丁目とする。

(助成金対象工事等及び助成金の額)

第5条 助成金の交付の対象となる拡幅整備に伴う工事等及び助成金の額は、別表第1に定めるところにより、予算の範囲内で交付する。ただし、実際の工事等に要した費用が同表に基づき算定した額よりも少ない場合は、その要した費用を助成金の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めた工事等については、助成金の対象とすることができる。

3 第1項の規定により算定した助成金の額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(奨励対象及び奨励金の額)

第6条 整備要綱第9条第2項に規定する奨励金の交付の対象及び額は、別表第2に定めるところにより、予算の範囲内で交付する。

2 整備要綱第9条第3項に規定する奨励金の交付の対象及び額は、別表第3に定めるところにより、予算の範囲内で交付する。この場合において、算定した奨励金の額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（別記様式第1号）により、あらかじめ区長に申請しなければならない。

（助成金の交付決定）

第8条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、助成金を交付することを決定したときは助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により、助成金を交付しないことを決定したときは助成金不交付決定通知書（別記様式第2号の2）により、当該申請を行った者に通知する。

（助成金に係る実績報告書の提出）

第9条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、対象となる工事等が完了したときは、実績報告書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに区長に提出しなければならない。

- (1) 助成対象工事前及び助成対象工事後の写真及び図面
- (2) 助成対象工事に要した費用が明確になる書類

（助成金の額の確定）

第10条 区長は、実績報告書の提出を受けた場合において、現地調査等により、助成金交付の決定の内容に適合すべきものかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付対象者に助成金確定通知書（別記様式第4号）により通知する。

（助成金の請求）

第11条 助成金の交付対象者は、助成金請求書（別記様式第5号）により、区長に請求しなければならない。

（奨励金の交付申請）

第12条 奨励金の交付を受けようとする者は、区による拡幅整備の完了後、奨励金交付申請書（別記様式第6号又は別記様式第6号の2）により、区長に申請しなければならない。ただし、整備要綱第8条第2項の規定により建築主等が自ら拡幅整備を行うときは、当該拡幅整備を行う前にあらかじめ区長に申請しなければならない。

（奨励金の交付決定）

第13条 区長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、奨励金の交付の対象となると認めたときは奨励金交付決定通知書（別記様式第7号又は別記様式第7号の2）により、対象とならないと認めたときは奨励金不交付決定通知書（別記様式第7号の3）により、当該申請を行った者に通知する。

（奨励金の請求）

第14条 前条の規定による交付決定を受けた者は、奨励金請求書（別記様式第8号）により、速やかに区長に対し奨励金の交付を請求しなければならない。

（助成金又は奨励金の交付決定の取消し）

第15条 区長は、助成金又は奨励金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金又は奨励金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によって助成金又は奨励金の交付決定を受けたとき。
- (2) 整備要綱及びこの要綱の規定に違反し、又は整備要綱及びこの要綱に基づく区長の指示に違反したとき。

- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは助成金交付決定取消通知書(別記様式第9号)、奨励金の交付決定を取り消したときは奨励金交付決定取消通知書(別記様式第10号)により通知するものとする。

(助成金又は奨励金の返還)

第16条 区長は、前条第1項の規定により助成金又は奨励金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金又は奨励金が交付されているときは、助成金又は奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消された者に対し、助成金又は奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(適用の除外)

第17条 整備要綱第9条の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合については適用しない。

- (1) 整備要綱第8条第3項各号のいずれかに該当するとき。
 - (2) この要綱に基づく助成金及び奨励金(後退用地等の拡幅整備に係るものに限る。)の対象について、他の補助金等の交付を受け、又は受ける予定であるとき。
- 2 前項の場合において、区長が特に公益上必要であると認めた場合は、この限りでない。

(委任)

第18条 この要綱の施行について必要な事項は、都市計画部長が別に定める。

付則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の文京区細街路拡幅整備助成金及び奨励金交付要綱に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1（第5条関係）

助 成 対 象		金 額	
		高 さ	
※1 塀の撤去		0.5メートル以上	1メートル当たり 15,000円
※2 塀の設置 (助成対象は、撤去した延長を限度とする。)		0.5メートル以上 1.0メートル未満	15,000円
		1.0メートル以上	30,000円
※3 擁壁・土留 の撤去及び設置	撤去のみ	0.4メートル以上 1.0メートル未満	7,000円
		1.0メートル以上 1.5メートル未満	17,000円
		1.5メートル以上 2.0メートル以下	27,000円
	設置のみ	0.4メートル以上 1.0メートル未満	13,000円
		1.0メートル以上 1.5メートル未満	33,000円
		1.5メートル以上 2.0メートル以下	53,000円
	撤去及び設置	0.4メートル以上 1.0メートル未満	20,000円
		1.0メートル以上 1.5メートル未満	50,000円
		1.5メートル以上 2.0メートル以下	80,000円
	最高限度額		2,000,000円
4 水道メーターの移設		1個所当たり	5,000円
5 柵の移設（私設）		1個所当たり	5,000円
6 樹木の移設	幹周り 15センチメートル以上 35センチメートル未満		10,000円
	幹周り 35センチメートル以上 60センチメートル未満		31,000円
	幹周り 60センチメートル以上		85,000円
7 私道上の電柱移設		1本当たり	180,000円
8 測量（寄附の場合）		1件当たり	30,000円
9 分筆登記（寄附の場合）		1件当たり	50,000円

※ 2の塀の設置については、次に掲げる要件を満たすものを助成の対象とする。

- (1) フェンスによる塀とし、前面道等の路面の中心からの高さを2メートル未満とすること。ただし、敷地の形状、構造等により、やむを得ない場合は、この限りでない。
- (2) 塀の基礎及び立ち上がり部分の構造は、鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造と同等の構造強度を持つものとして区長が認めるものであること。

※ 3を適用した場合は、1及び2は適用しない。

別表第2（第6条関係）

奨 励 対 象	金 額	
隅切り用地の寄附	1 個所当たり	200,000 円

別表第3（第6条関係）

奨 励 対 象	金 額	
※後退用地等の拡幅整備	1 m ² 当たり	200,000 円
	最高限度額	2,000,000 円

※ 後退用地等の拡幅整備については、次の各号に該当するものを奨励の対象とする。

- (1) 拡幅整備が、第4条に掲げる地域内で行われたものであること。
- (2) 大塚5丁目及び大塚6丁目においては令和8年4月1日以降、千駄木2丁目及び千駄木5丁目並びに根津2丁目においては令和8年10月1日又は当該区域における東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）第7条の3第1項の規定による指定の日のいずれか遅い日以降に拡幅整備が完了したものであること。
- (3) 第14条の規定による奨励金の請求が、令和13年3月31日までに行われたもの。

問い合わせ先

都市計画部 地域整備課

（細街路担当）

電話番号（中心線担当）：03-5803-1500

電話番号（整備工事担当）：03-5803-1268